

～令和6年度八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内～

集合住宅用充電設備・住民の合意形成のための資料

1 申請期間

令和6年4月15日(月)～令和7年1月31日(金) ※土日祝日・年末年始は除く

受付時間 : 8:30～17:00

※補助金の申請総額が予算に達し次第、申請受付が終了となります。

2 受付場所

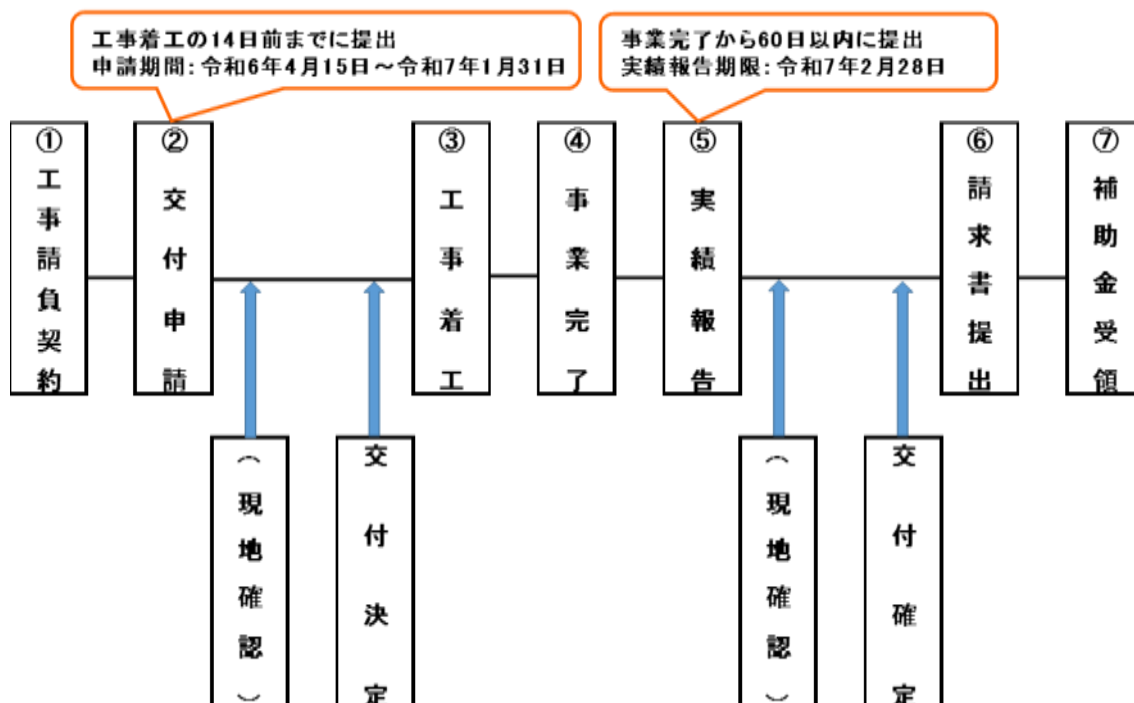
市役所2階 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室

申請方法 : 窓口・郵送

※郵送での受付は、郵送到着日当日の窓口申請分受付後とします。

※不備なく、全ての書類をご提出いただいた日を受付日とします。

3 補助の流れ



4 補助金の額

設備の種類	補助金の額※
集合住宅用充電設備 (急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド)	住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助金額 $\times 1/3$ (上限 50万円 \times 設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては, その口数))
	住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助金額 $\times 2/3$ (上限 100万円 \times 設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては, その口数))
住民の合意形成のための資料	15万円

※補助対象経費が補助金の額に満たない場合にはその額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

5 補助対象設備の要件

- (1) 未使用品であること。
- (2) 関係法令に準拠していること。
- (3) 補助対象となる各設備の要件について満たすこと。

設備の種類	設備の要件
集合住宅用 充電設備	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <p>(1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド (4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。</p>
住民の合意形成 のための資料	<p>マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料(充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等)で、当資料を使用することにより、マンション管理組合の総会等で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。</p>

6 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費※
集合住宅用 充電設備	急速充電設備, 普通充電設備, 蓄電池付急速充電設備, 充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費
住民の合意形成 のための資料	充電設備の設置場所見取図, 平面図, 電気系統図, 配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費(事業者へ の外注費に限る。)

※消費税, 地方消費税相当額, 国等の補助金額を差し引いてください。

7 補助対象設備を設置する住宅の要件

設備の種類	設備を設置する住宅の要件
集合住宅用 充電設備	集合住宅用充電設備を設置する住宅は, 次の要件を満たすこと。 (1) 既存のマンション等であり, 設備はマンション等に属する駐車場(平置き, 立体自走, 機械式等)における充電設備として居住者が利用できるものであること。 (2) 住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは, 実績報告の日までに, 集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地 の外から, 住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた 案内板が確認できること。
住民の合意形成 のための資料	マンション管理組合が管理する既存のマンション等であること。

8 補助対象者の要件

- (1) 『申請者＝契約者＝請求書名義』になっていること。

※名義の完全一致が原則になります。

認められない例)申請者:夫, 契約者・請求書名義:妻

上記の場合, 実績報告時 3 つの名義を統一していないと補助要件を満たさないことになり, 実績報告をいただいても補助の対象となりませんので注意してください。

- (2) 補助対象設備の設置費等を負担し, 当該設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し, 所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより設置し, 所有者がリース事業者等である場合を含む)。

- (3) 補助対象設備の設置をリースで行う場合には, 設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また, リース事業者は, リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。

なお, リース契約については, 次の各項のいずれかを満たすこと。

ア リース期間が財産処分制限期間(14(3)参照)以上の契約となっていること。

イ アを満たさない場合は, リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。

- (4) 補助対象となる各設備の要件について満たすこと。

設備の種類	補助対象者の要件
集合住宅用 充電設備	<p>(1) 補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。</p> <p>(2) 補助対象設備の設置にあたって, 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。</p> <p>(3) 同一の工事において, 八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>
住民の合意形成 のための資料	<p>(1) 集合住宅用充電設備を設置しようとする市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 同一の工事において, 八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>

9 交付申請について

申請期間(令和6年4月15日(月)～令和7年1月31日(金))において、本体設置工事着工日(住民の合意形成のための資料の場合、資料作成事業着手日)の14日前(同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までに、下記の書類を添えて申請してください。

※郵送の場合の期限は、令和7年1月31日(金)必着

申請時に必要な書類

1	交付申請書(第1号様式) 右上の日付は未記入のまま提出してください。
2	補助対象設備の概要(第1号様式 別紙1) 申請する設備が記載されている用紙のみの提出で構いません。 着工予定日には、本体設置工事着工予定日(住民の合意形成のための資料の場合、資料作成事業着手予定日)を記載してください。 完了予定日には、補助要件となる工事等がすべて完了する日を記載してください。 例)住民の合意形成のための資料の場合、総会終了日。
3	契約書・注文書・見積書等の写し 『申請者＝契約者』であること。 設置経費・工事着工日(完了日)が記載されていること。 補助対象設備の設置をリースで行う場合、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写しを提出してください。
4	(※補助対象設備の設置をリースで行う場合) 貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式 別紙2)
5	登記事項証明書(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し 法人のみ提出してください。
6	(※集合住宅用充電設備の場合) 設置設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
7	(※集合住宅用充電設備の場合) 設備の設置予定図面 設備設置位置が確認できること。
8	(※集合住宅用充電設備の場合) 設備の工事着工前の現況写真(カラー) 設置予定場所(周囲の壁等含む・建物における設置場所が分かるもの)
9	(※集合住宅用充電設備の場合) 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び交付決定書類の写し
10	マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し 総会の議事録等 ※マンション等の所有者である場合は提出不要です。

11	(※法人格をもたないマンション管理組合である場合) 代表者の本人確認書類(免許証, 健康保険証, 住民票等)の写し
12	(※集合住宅用充電設備の申請者が個人である場合) 申請者個人の本人確認書類(免許証, 健康保険証, 住民票等)の写し
13	マンション等であることを証する書類の写し 以下のいずれかを提出してください。 ・建築確認通知書の写し ・建築基準法第6条の規定による確認済証の写し ・賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類の写し 等
14	(※契約書等に工事着工日(完了日)が記載されていない, 契約書等に記載された工事着工日(完了日)を変更する等で, 工事着工日(完了日)がわかる書類が他にない場合) 事業期間申出書
15	手続代行届出書(第8号様式) 事業者等が手続を代行する場合, 提出してください。 申請者の氏名は, <u>申請者本人が自署または記名押印</u> してください。
16	申請前チェックシート 提出前に書類を確認し, チェックを付けてください。

10 交付申請の内容に変更や工事の中止が生じた場合

変更とは? ⇒申請時と同じ設備ではあるが, 異なる型番の物を設置した場合等『八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書』(第3号様式)の提出が必要になりますので, 必ずお問い合わせのうえ, ご確認ください。

11 設置工事の着工について

補助金申請を行った後, 10日程度で申請者に交付決定通知書を送付します。通知を受けてから, 本体設置工事を着工(住民の合意形成のための資料の場合, 資料作成事業に着手)するようにしてください。ただし, 本体設置工事以外の基礎工事や配線又は配管工事等は, 交付決定通知書の到着前に着工しても構いません。
なお, 申請時の事業完了予定日より事業完了が遅れた場合は, 変更の届出が必要となります。

12 実績報告について

事業完了日から60日以内, または令和7年2月28日(金)のいずれか早い日までに, 下記の書類を提出してください。

事業完了日とは, 補助要件となる工事等がすべて完了した日をいいます。

例)住民の合意形成のための資料の場合, 総会終了日。

※郵送の場合の期限は, 令和7年2月28日(金)必着

実績報告時に必要な書類

	書類等
1	<p>実績報告書(第 5 号様式)</p> <p>右上の日付は未記入のまま提出してください。</p> <p>「年 月 日付け八千代市環指令第 号」には、<u>交付決定通知書の右上の日付・指令番号</u>を記入してください。不明な場合は、未記入のまま提出してください。</p>
2	<p>補助対象設備の概要(第 5 号様式 別紙)</p> <p>申請する設備が記載されている用紙のみの提出で構いません。</p>
3	<p>領収書等の写し</p> <p>割賦払いで領収書が出ない場合は、販売店が発行する支払い証明書の写しを添付してください。</p> <p>補助対象設備の設置をリースで行う場合、提出不要です。</p>
4	<p>(※集合住宅用充電設備の場合)</p> <p>設備設置が分かる写真(カラー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備設置場所(周囲の壁等含む・設置した設備・建物における設置場所が分かるもの) ・設備の銘板(型番や製造番号が分かるもの)
5	<p>(※集合住宅用充電設備の場合)</p> <p>保証書等の写し</p> <p>お客様名, 設置場所, メーカー名, 設置設備の品番, 引渡し日, 保証開始日, 事業者名等が記載されていること。</p> <p>保証書の写しの提出が難しい場合は, 出荷証明書又は出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)の写しを提出してください。</p>
6	<p>(※集合住宅用充電設備の場合)</p> <p>一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し</p> <p>一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合, 実績報告に係る申請の額の確定書類の写しも提出してください。</p>
7	<p>(※集合住宅用充電設備で住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受ける場合)</p> <p>案内板と周囲の景観が確認できる写真</p> <p>マンション等の敷地の外から撮影すること。</p> <p>住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされていること。</p>
8	<p>(※住民の合意形成のための資料の場合)</p> <p>作成した資料の写し</p> <p>充電設備の設置場所見取図, 平面図, 電気系統図, 配線ルート図, 住民の費用負担のシミュレーション等</p>
9	<p>(※住民の合意形成のための資料の場合)</p> <p>マンション管理組合の総会の議事録等の写し</p> <p>集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できること。</p>
10	<p>(※申請時の事業完了予定日より事業完了が遅れた場合)</p> <p>事業期間変更届出書</p>
11	<p>遅延理由書</p> <p>事業完了日の翌日から起算して 61 日以上経過した場合には提出が必要になります。</p> <p><u>遅延理由書の提出により, 実績報告書の締め切り日(令和 7 年 2 月 28 日)が延長されるわけではありませんのでご注意ください。</u></p>

12	<p>交付請求書(第7号様式) <u>押印の省略が可能となったため、様式に押印欄がありますが、請求者の押印をせずに提出しても構いません。従来どおり押印したもので問題ありません。</u> 右上の日付は未記入のまま提出してください。 実績報告時にはまだ額の確定の通知をしていないため、「<u>年 月 日付け八千代市環指令第 号</u>」は未記入のまま提出してください。 補助対象設備の設置をリースで行う場合、委任状も提出してください(押印省略不可)。 また、リース事業者が押印を省略する場合は、本件責任者氏名、本件担当者氏名、連絡先を余白に記載してください。</p>
13	<p>(※申請時の代行者を変更する場合または実績報告のみ代行者が手続する場合等) 手続代行届出書(第8号様式) 事業者等が手続を代行する場合、提出してください。 申請者の氏名は、<u>申請者本人が自署または記名押印</u>してください。 ※申請時の代行者から変更がない場合、提出不要です。</p>
14	<p>実績報告チェックシート 提出前に書類を確認し、チェックを付けてください。</p>

13 補助金の支払いについて

実績報告提出後、2週間程度で申請者に交付額確定通知書を送付します。また、補助金の支払いについては、実績報告後、概ね4週間後を予定しています。

14 その他の注意事項

- (1) 書類の記入について
 各種書類は、油性の黒のボールペンで記入し、消せるボールペンや修正テープ、修正液等は使用しないでください。
- (2) 事前審査について
 EメールやFAX、データ持ち込みでの事前審査は行っておりませんので、ご注意ください。
- (3) 財産の管理・処分の制限について
 集合住宅用充電設備においては、財産処分制限期間である5年を経過するまでは、承認を受けた場合を除き、設備等の譲渡・処分はできません。もし、耐用年数期間内に処分・譲渡をした場合は、補助金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

15 提出・問い合わせ先

八千代市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室
 〒276-8501 八千代市大和田新田312-5
 電話：047-421-6767(直通)
 メール：kankyous1@city.yachiyo.chiba.jp